

兩名退職に當り、會社の支給したる退職手當額に就て勞資双方解釋を異にし、従業員側では會社の計算方法を不當とし、八月十日代表者を以て會社の見解を確めたところ、會社側では今回の計算方法に誤りなしとし且つ其の解釋を確定的にすべく同日支給率決定に關する注意を社報として發表したので、従業員側では之に對し會社の僞斷的解釋なりとし遂に同日午後九時五分上り客車を最後に同盟罷業を執行するに至つたのである。

○會社側の發表したる退職手當計算方法

社則第七十二條退職手當金は滿二十年勤続にして社員が退職する場合は、
始めの五ヶ年は一ヶ年に付一ヶ月分（退職の日より遡り前三ヶ年間の平均給料月額）以上の五ヶ年は一ヶ月半最後の十ヶ

年間は二ヶ月分一を合計したるものなり。

右の、を附した五ヶ年迄（一ヶ月分）と五年以上十年迄（一ヶ月半分）と十年以上（二ヶ月分）との三段に區切りて計算（合計）したのである。

○退職手當規則第七十二條

勤続三年以上にして退職又は死亡したるものには在職中の成績及退職亦是死亡の事由を證衡し左記以内の退職手當金を給與することあるべし。

- 一、社員 勤続年數三ヶ年以上五ヶ年未滿在職一ヶ年に付退職の日より遡りて前三ヶ年間に於ける平均給料月額の一ヶ月分

五ヶ年以上十ヶ年未滿は
十ヶ年以上

一ヶ月半分
二ヶ月分